

議案第11号

入間市水道事業給水条例及び入間市下水道条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成31年2月19日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、水道料金等及び下水道使用料に消費税等相当分を適正に転嫁したいので、この案を提出するものである。

入間市水道事業給水条例及び入間市下水道条例の一部を改正する条例

(入間市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 入間市水道事業給水条例(平成10年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項から第3項までの規定及び第24条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(入間市下水道条例の一部改正)

第2条 入間市下水道条例(昭和61年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の入間市水道事業給水条例(以下「新給水条例」という。)

第6条の規定は、平成31年10月1日以後に給水装置又は流末装置の新設、改造又は増設の申込みをした者について適用し、同日前に給水装置又は流末装置の新設、改造又は増設の申込みをした者については、なお従前の例による。

2 新給水条例第24条の規定は、平成31年12月1日以後の点検分について適用し、同年11月1日前から継続して供給している水道の使用で、かつ、同年12月に定例日がある場合に限り、同年11月分として徴収する基本料金及び同年12月1日から同月の定例日までの間に行った点検に係る使用水量のうち2分の1の水量に係る従量(超過)料金については、なお従前の例による。

第3条 第2条の規定による改正後の入間市下水道条例(以下「新下水道条例」という。)

第18条第1項の規定は、新下水道条例第19条第1項第1号の規定により認定する場合において、平成31年12月1日以後の水道の点検分について適用し、同年11月1日前から継続して公共下水道を使用し、かつ、同年12月に定例日がある場合に限り、同月1日から同月の定例日までの間に行った点検に係る使用水量のうち2分の1の水量に係る使用料については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、新下水道条例第19条第1項第2号又は第3号の規定により認定する場

合について準用する。